

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第108回

働き方改革 (3)

前回に続き、働き方改革関連法による労働法制の改正内容について説明します。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

労働者の働き過ぎを防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するため、これまでの労働時間法制が見直されました。

長時間労働の是正

①時間外労働の上限規制
これまで時間外労働(残業)には、法律上の上限がありませんでした。

しかしながら、長時間の時間外労働の結果、労働者が心身の健康を崩してしまうこともありました。

今回の法改正では、原則として月45時間、年360時間を残

業の上限として設定しました。

なお、臨時的な特別な事情があり、労使が合意する場合であっても、年720時間、複数月平均80時間(休日労働を含む)、単月100時間(休日労働を含む)が残業の上限とされました。

ただし、この上限規制には例外があり、自動車運転業務、建設事業、医師等については、改正法施行後5年間は規制の適用が除外されます。

また、新技術・新商品等の研究開発業務については、医師の面接指導等を条件に、上限規制が適用されないことになっています。

②月60時間超の残業に対する割増賃金の引き上げ(中小企業) 労働基準法では、1か月の残業が60時間を超えた場合の割増賃金率は50%とされています。

他方、中小企業については、これまでその適用が猶予されており、60時間超過部分の割増賃金率は25%でした。

しかし、今回の法改正により、前記の適用猶予が廃止されたため、中小企業においても割増賃

金率が50%に引き上げられました。

③有給休暇取得の義務づけ 労働者は、使用者に対して有給休暇取得の希望を申し出ることによって、有給休暇を取得できます。

しかし、労働者にとつて、その申し出をすることが難しい状況にあることも多く、日本の有給休暇取得率は50%に満たない状況でした。

今回の法改正により、使用者は、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、労働者の希望を聴き、時季を指定した上で、年5日以上の有給休暇を与えなければなりません。

④労働時間の状況の把握の実効性確保

これまで、割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを厚生労働省の「通達」で規定していました。しかし、裁量労働制が適用される労働者などは、この通達の対象外でした。

今回の法改正により、労働者

の健康管理の観点から、裁量労働制が適用される労働者や、割増賃金の支払義務のない管理監督者も含めて、すべての労働者の労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられました。

また、残業が一定時間を超えた労働者から申し出があった場合には、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

次回も引き続き労働時間法制の改正について説明します。



田中伸山
下江法律事務所、
副代表、
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所

広島本部、福山・呉・東広島・岩国支部、東京虎ノ門オフィス

広島弁護士会所属 山下江 検索

- ☑契約書チェック
- ☑債権回収
- ☑労務問題
- ☑事業承継など

◆企業法務相談料30分5千円(+税)

◆案件により着手金無料(応相談)

企業法務専門サイトあります

<https://www.hiroshima-kigo.com>



予約電話受付
平日 9～18時
土曜 10～17時



相談予約専用
フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09